

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2024 年 4 月 1 日

株式会社ファブリカホールディングス
株式会社ファブリカコミュニケーションズ

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区赤坂一丁目11番30号
株式会社ファブリカホールディングス
代表取締役社長 CEO 谷口政人

名古屋市中区錦三丁目5番30号
株式会社ファブリカコミュニケーションズ
代表取締役社長 CEO 谷口政人

株式会社ファブリカホールディングス（2024年4月1日付で株式会社ファブリカコミュニケーションズから商号変更。以下、「分割会社」といいます。）は2023年11月1日付で株式会社ファブリカコミュニケーションズ（2024年4月1日付で「株式会社ファブリカコミュニケーションズ準備会社」から商号変更。以下、「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、分割会社が営む一切の事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求にかかる手続の経過

本吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

分割会社は、会社法第785条第3項及び4項の規定に基づき、2024年2月2日付で、株主に対し電子公告を行いました。株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、会社法 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議の手続の経過

本吸収分割契約に基づき、分割会社が承継会社に承継した一切の債務について、重畳的債務引受を行いましたので、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者は存在しないため、該当事項はありません。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求にかかる手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 797 条の規定に基づき、承継会社に対して株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議の手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 2 月 2 日付の官報により、債権者に対して本吸収分割についての異議申述の公告を行いました。なお、承継会社には、知れている債権者は存在しないため、承継会社は、知れている債権者に対する各別の催告を行っておりません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、分割会社から本吸収分割契約の定めに従い、分割会社が営む一切の事業にかかる資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更登記をした日

2024 年 4 月 1 日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上